<u>W</u> 期 0) 近 代 或 家市

r[1

Ш

治

一、「政治史」的觀點

퍉

二、「政治的な」時期 (以上第二十三卷第三號既載)

一、「近代國家」の反對概念としての「中世國家」論

三、「領域國家」の二重國家性とその克服 二、「テリトリウム」の形成 (以上第二十五卷第一號旣載) (以下本號所載

时 「絕對王政」論

二、「領域國家」(Territorialstaat)の二重國家性とその克服

tät) ば古代國家から鋭く峻別する差違を認め、 云ひかへると近代國家は激烈な闘爭の中に於いて始めてその存在を戰ひとることが出來た、 イェリネクは、 の概念が成立することが出來た 近代國家が本來その生成の當初から種々の側面よりする挑戰の中に身を曝しつ、生長して來た—— ――それ故「主權」とは最初は防禦的な併し後には攻勢的な 性質の抗議的概念 そして唯この闘争を通じてのみ近代國家に獨自な「主權」(Souverane-と云ふ點に、 近代國家を

成立期の近代國家(下)(中山)

第二十五卷

第二號

六九

(225)

て ね る(① と考 第三に國家と並立し對立する獨立の勢力として自負する國內の Ø (ein polemischer 下僕たらし へながら、 しか しながら、 め 近代國家がその存在のために戰はねばならなかつた三つの力 (drei Mächte) として「第 んとする教會、 Begriff, zunächst defensiver, im weiteren Verlauf aber offensiver Natur) 以包 勿論、 第二に個 とれら三つの力が中世 Æ, の國家を唯單に行政單位(Provinzen)としてのみ認める(神聖)ロ の國家に於いて相互に孤立して別々の存在をもつたのでないと Lehensträger 及び Körperschaften_| の三者を學げ ならない に國家をそ しマ帝國

orbis esset forte hereticus.") とされねばならないのである。 ち一定地域に於ける支配の一元化――がもと Lohen として分散的に veräussern されてゐた國家的官職の回收であり するそれぞれ別個の闘争があつたわけではない。その一つに對する攻撃は――必然的に VC 0 Ø n à とは斷るまでもない。中世に於いては、統治上の或は身分的な權威と宗教的な權威とが不可分離に結びついてゐるの れた攻撃をも意味するものでなければならなかつた。 もの 偶然的な結合としてではなく――むしろ一つの幹に癒着した三つの技の如き合生體として存在してゐたと云ふ事實 Zo. 對應して、近代國家がその存在のために戰はねばならなかつた鬪爭にも決してこれら三つの力の一つ一つを對象と だけの理由で宗教上の「異端者である」("Imperatorem qui diceret non esse dominum et monarchum バ に重疊してあつたと云ふ事質、 n ۲ ルス(Bartolus)の云ふ如く、「(神聖ローマ)皇帝が全世界の主人でなく王でないと主張する者は」たヾそ 即ち具體的には神聖ローマ帝國と教會と封建制度とが――それぞれ別個のもの 例へば、 吾々が前節に述べた Landesherrschaft かやらに、中世に於いては統治と宗教と身分とが一つ ——同時 に他の二者に向 の成立 自即 けら

集中 であつたと するならば、云ひかへると Landesherrschaft が本來 *Lehens*beamtentum 從つてまた封建制度

聖ローマ帝國そのものに對する攻撃でありこれに犠牲を强ひるものでなければならなかつた。たゞ單にその成立の當 (Lehenswesen) そのものに對する攻撃とその犠牲に於いて成立したものであつたとするならば、それはまた同時に神

rung)の度を强めるにつれて帝國そのものの犧牲は益"大となるのであつて、云はゞ「テリトリウム」が「領域國家」

初に於いてさぅであつたばかりではない。その後十三・四世紀を通じて Landesherrschaft がその固定 (Konsolidie

nen) との結合は弛緩させられてゆくのである。換言すれば、「領域國家」の固定化は Reichsuntertanen の (Territorialstaat)――「分立國家」(Partikularstaat)――として生長するのに比例して帝國と臣民(Reichsunterta Landes

Reich の利害をは Land のそれの背後に押やつてしまふこととなる。そして Land の利害に對する關心は

insassen 化に他ならないとでも云ひうるであらう。かくして、夫々の「テリトリウム」の獨立國家としての生長は:

般 VC の制度ではなくて――Landの利害に適應した新しい特有の制度の成立を要求せざるを得ない。 die landständische Verfassung の成立の根據であり、 べし i 口 ウ が此の制 度の成立 の説明をば てれが「領 域國家」

の固定化と云ふ事質の中に求めうるとするその考察の仕方も、 大體以上の如き觀點に於いて 理解される

L て今また「テリトリウム」の國家的制度・組織として Landstände の Verfassung の成立したことを云つた。 吾々はさきに前節に於いて「テリトリウム」の內部構造に就いて Dualismus が考へられることを述べた。そ

(227)

第二十五卷

成立期の近代國家(下)(中山

第二十五卷

政」はこの Dualismus に對して如何なる意義をもつものであるか——かやうな問題が次に問はるべき吾々の課題 やうな Dualismus は「國家主權」の觀點に於いて如何に解釋されるべきであるか、そして最後に、後續する「絕對王 た時期の內部的機構・その消長と變遷等を考へることは、今の場合、吾々の關心の背後に在る問題である。 なければならない。それ故、この landständische Verfassung そのものに就いて、その成立の歴史・その完成され 何なる點にかやうな Dualismus 如上の Dualismus によつて性格づけられてゐるのでなければならない。然らば、landständische Verfassung の如 てこれら二つの事質が同時にしかも矛盾することなく成立するためには、 が看取せられることが出來るのであるか、そして一國家の國家的制度に內在するか この landständische Verfassung が必ず かやらな C

herr ij てたゞちに 論である。むしろ、 れたのであつた。しかし、このことは―――斷るまでもなく――Beamtentum 一般の否定を意味するのでないことは勿 ところで、さきにも云つたやうに、Landesherrschaft の成立は本來 Lehensbeamtentum の犠牲に於いて遂行さ Amterwesen zu bekämpfen" 心情ならず、 に直属する純然たる官僚組織を以てそれに置き換へることを意味する。ベーロッが「テリトリウム」の成立を以 "die Verdrängung des Lehenswesens aus dem Beamtentum" それは、從前 Beamtentum の中に深く滲透してゐた封建的諮園係をばそとから排除し、Landes 要するにかやうな意味に於いてでなければならない。 となし、 また "den それ故、「テ

問題の考察はベーロッのすぐれたそして浩翰な研究 "System und Bedeutung der landständischen Verfassung" (228)

VC

・委ねておきたい。

か。 ŀ してゐるのである。 でなく、 ゥ <u>ک</u> ك ク その生長をも共にする。 成立は、 同時にまた新しい――近代の かくして、 吾々は大體として十三・四世紀の変にはそれぞれの「テリトリウ 前者が「領域國家」として整備されてくると云ふことは、 ――Beamtentum の誕生を意味する。 兩者は成立を共にするば たゞちに後者の Á が岩干 'n

官吏が 0 T 區域 意味 が ゐるのを見ることが出來るので 加 (Amtsdistrikt) 任 くるものである。 命されるの が普通であつた。 に區割せられそして個々の區域に從前とは異つた これらは で ある。 . 一般行政 即ち "Amtmann,""Drost,""Pfleger,""Vogt"等の名稱によつて呼 上の機關に他ならないが、 "Rentmeister," "Kellner" 等の名を以て呼 これに對して財政 ――近代の意味に於け で開 ばれるも して Š は大抵 Ø がそれ -官吏が の場合特殊な Ğ. ば 任 うある。 れ 命 るも され

やうに られ 云 0 ゐたことを吾々 機能をもつー 以 支配 然る 上は へるかもし . る。 何れ 槽 に、「領域國家」には、 に属する機關との 勿論、 ib れな Landesherr 0) は見落してはならな 官僚組織 今日と異つて官吏の管掌業務が明確に細分化してゐなかつた當時に於いては 組織 いが、 が非常に廣汎な業務を管掌し行政上の機關でもあれば同時に財政及稅政上 L に對立して、 7)3 並立關係は、 に直属するものであり、 かやうな し何れにしても今日吾々の謂ふ財政及び税政に關して最もよくこれら二つの別種 V_o これとは異つた他の支配に属する別種の行政 —Landesherr 卽ち、Stände に直處する官僚組織 財政及び税政 その支配遂行のための機關 の部門に於いて最も特徴的にうか の支配権 (Herrschaftsrecht)に歸屬 がそ れである。 に他なら 財政及び税政 がは なかつたので そして、 れることが出來ると考へ しその執行機關 ーベ の機関 しれと Landesherr の機闘 Ī でもあつたと の が存 解釋する として 一の命 在 L

(229)

第二號

第二十五卷

系統に愿する機關 の並立關係を認めることが出來るのであるから、 吾々は次に先づこれらの部門に就いて ständische

の下に於ける「領域國家」の內部機構を考察してみたいのである。

場合、 Stände が ある。 所有 と稱 Landesherr に許した臨時の補助にすぎないのであり、 うしてゐるのである。 充分ではな Ø た道徳的義務も本來存しない。 に要求せざるをえな 提用. の總體のみを指して云つてゐるのではない。 せられてゐる。 域國家」 Stände を貼 ح とには Landesherrに對して何かを許容した場合を考へるならば、 はねばならな 貨幣及び關稅をも含めて----に基づく所得並びに舊來の公稅 (Bede) による收入等をも包含してゐるので O やらな事態が生す はそれによつて 財政の一部は Landesherr "Pertinenzqualität des Domaniums" 併し吾々は此の名稱を極めて廣義に解釋しなければならない。 Vo 例 然るに、 Ń ば L Stände ఫ్త カュ Landesherr むしろ、 Stände 1. かくる場合、 ながら、 が何ら Stände にとつては、 に歸處し彼の管理の下に置かれてゐる。 やがて VC かの新規 一つの「贈與」をなし Landesherr は臨時の補助をはその臣民 はそれ自身獨自の 彼の土地所有から生ずる牧人の他に、 ――時代の推移と共に益 從つて Stände の課税に就いて この點に關 の原則が妥當する。 1 Gemeinwesen たのである。 それは は Landesherr Landesherr Landesherr が扶助を必要としてゐるその Landesherr はかやうな收入を以て統治 々――かやらな收入の Stände そしてこの部分は l, それは、 をなしてゐるのである。 に同意したとするならば、 を扶助すべき法律上 かもそれは飽くまで それは尚種々の公的特權(Re が自らの自由意志に 單に Landesherr の 從つてその Stände みでは補塡するに "Domanium" Stände の義務もま 於いてさ 力。 'n 土地 ح が ĸ Ø

(230)

使用 その徴收を行は Ø 明示された目的のためにのみかゝる「膾與」を利用することを Landesherr に許すのである。 Ħ 同意 VC 就 L Hände V た課税か . てすら同様のことを要求するのである。 しめる des らの Landesherrn oder か乃至は全然自己自身の管 所得をば直接 Landesherr seiner 型に Amtsleute の手に交付することをすらしない。 十四世紀 よつてその徴收を取計ふば の史料は、 kommt nichts とのことを明記して、次の如く云つてゐるvon かり dem でなく、 Stände Gelde. その上、 尙徵收 Иţ 自 (Das Ë L Stände 」の監督 終 た所得 は、 O 下 Z Ø VC

ては、 M 江 は所謂 n る それは Ø -C あるが、 Landeskasse" "ständisches Kreditwerk"にまで發達してゐるのである。 般に その多くの Landtag 加 "landesherrliche Kasse" ものは永續的な大組織にまで發達を見るのである。 の制度を 具備したすべての「領域國家」には Stände に對立して存在 L かやら L にして、 かも兩者はそれぞれ自己に固有 例 自身の税政が存在 へば、 ブラン つの「領域國家」 デ 1 7 n bergische ā ŋ IT たと云 0 內部 於

管理

機關

(Verwaltungsapparat)を有する事實が確認されるのである。 ⑮

L てまた「支配」に於ける二つの Rechtssubjekt ところの とろの たのであるが、 ま吾々は、 ――「國外諸勢力との交渉は 統一的に構成された國家の代表者の任に處する」と云ふ觀念も 存在してゐない ―二元的性格を認めることが出來るのである。第一― ständische Verfassung 次にかやうな 「領域國家」の對外關係に就いて見てもまた の下に於ける「領域國家」の內部機構を特質づける組織の二重存在 の對立的同時存在 -今日の吾々にとつては常識的觀念とさへなつてゐる をば主として財政及び税政 ――その內部構造の二重性 の部門を通じて考察 に對應すると 從つ

(231)

第二號

七五

第二十五卷

成立期の近代國家(下)(中山)

が必ずしも常に Stände に對してかやうな態度をのみとつたのではない。Landesherr が、自國の Stände に對する にとつては往々不利益乃至は不都合なものであり、 後者はそれに對して抗議することもあつた。 併し、 Landstände は他の「領域國家」の Landstände と交渉をもつことも可能であつた。 勿論、 かやらな關係は Landesherr 能を有するのである。一方では Landstände 自身が直接他國の Landesherr と交渉することが可能であり、 Ļ はLandesherr が自國の Stände とは無關係に直接他國の Landstände と交渉をもつことが出來たのである。 またその事質もない。即ち、對外關係に於いては Landesherr と Landstände とが同等の位置に立ち、 Landesherr 同等の權

る に於いては 他 に於いてはLandesherrも Parlamentも共に一つのそして同じ國家の構成部分をなしてゐるのに反して、「領域國家」 代國家」の制度——即ち吾々が「十九世紀國家」に於いて具體的に見ることの出來る所謂 その支配權を具有する Landesherr とそして"Land"との二つの Rechtssubjekt である。 つた二つの Rechtssubjekt の合生(Zusammensetzen) によつて成立してゐることを理解しなければならない。 は、「近代國家」の成立過程と云ふ觀點から云つて如何に解釋さるべきであららか。第一に吾々は、「領域國家」が相異 のである。そして「領域國家」の住民は、同時に相異つた二つの界相に處する。卽ち、 以上、 |國の作用をば快く見たこともあつたのである。 一吾々がその内部機構 及び對外關係に於いて 確認したところの「領域國家」のもつ二元的性格——Dualismus ――なんらのヨリ高次の秩序によつて統合されることのない――二つの法主體が對立的 彼等は一方に於いては "moderne Verfassung" 完成された形に於ける「近 に 同 に存 即ち、

(232)

する。 んらか 於いて「自己」及び されてしまふものではない。 とを義務づけられてゐるのである。 の課税 |に同意を與へんとする場合-と Landesherr との間 "Land" 彼がなんらかの自己の行為についてその動機を學げて理由づける場合、 の利害を考慮してゐることを保證し確言する。 これを Landesherr の側 0 ——これが"Land"及びLandesherr 協約が時に"Vertrag"或は"Traktat" から云へば、 彼は「國家」に同化され・「國家」の中 同様に、 の福 と云ふ名稱によつて呼 祉 Stände O ため ľζ は 行はれ 彼はその行為 例 解消

れる。 で集中せられて、十二・三世紀以降の「支配の一元化」への傾向がとゝ 心をもつと考へられる多元的 國家制度の移行 b いまこれを「中世國家」の側から見るならば それ故、 全くかやうに兩者が二つの法主體として並立的 云はど、 Ø 成立等 力。 くの如き構造をもつ「領域國家」は、 吾々 の道程に於いて、 Ō がさきに述べた「テリトリウ 聯の歴史過程を通じて、「中世國家. な「中 まさしく雨者の中間の場所に位置を占めるものと云はれることが出來るであらう。 |世國家」に對比して、「領域國家」は二つの中心をもつ 二元的な國家として把握さ ――單に國家權力・國家的官職と云ふ點からのみ考察しても ム」の成立とその「領域國家」としての整備 「近代國家」の成立過程 に共存することを示すものに他ならないので に 並存した多數の微小な中心が整理せら に二元的な「領域國家」と云 卽 うっ中 世國家」から「近代國家」への landständische っ あ る(1) ふ現象形態をとつて れ二つ ることを强調 の中 ば彼等がな 無數 ばれるの 心にま 0 r[1 VC

(233)

第二號

第二十五卷

-ヒ -ヒ

來る。 結晶したと見ることが出來るであらう。更に「中世國家」に對比して「領域國家」が新たにもつやうになつた性格とし 吾々は これは、すでに前節に於いて述べたところの一つの統一體(Einheit)としての"Land"の形成とかくる統 ――すでに「領域國家」と云ふその名稱自體が示してゐるところの――國家の「地域性」を導げることが出 盟

限に多數の中心をもつ 微小なものの集合體に於いては その全體としての 周邊は明確な一線を以て 全體に對する劃一的支配の確立と云ふことから必然的に生れてくる性格に他ならないのであるが、 L -て中心が二つしかない場合には 吾々はそこに稽텔の閩周を 考へることが出來る如く、二元的な『領域國家』は―― 規定し難いのに反 喩へてみれば、 無

家類型L 概念-"totus orbis"を包含すると考へられた「神聖ローマ帝國」とは異つて——その周圍に對して境界を以て區劃されて であるからー のである。 於いて有する意義はすでに「領域國家」に於いて 新たに獲得せられそして これから繼承されたものに他ならなかつた 家」を特質づける性格の一つとなつたのであつて、これを逆に「近代國家」の側から云へば、「國士」が「近代國家」に **ゐるのである。「領域國家」が「國家」に對して附加したところのかゝる「地域的性格」・「領土性」はそのまゝ「近代國** L かも、 —"Personenverbandsstaat"と"Flächenstaat"と——に從つて それぞれ「中世國家」と「近代國 即ち"Personenverband"を認めうるのであるから、テオドル・マイヤーの構成してゐる二つの「國 他方に於いては、「領域國家」は身分的構造をもちそとには身分的隸婦關係もまた存在してゐるの

から云つて――吾々は「領域関家」の中に、

家」とを對立させるにしても、

やはり――この「身分的構造」と如上の「地域的性格」との二つの

特質の並存と云ふ點

對立物たる「中世國家」と「近代國家」との矛盾的 同時存在を 確認しなけ

代國家」の成立を考へることが出來るのである。 所謂 つの中 5 せられその一方のもつ公法的權能が他方によつて完全に吸收せられて、 家二成立の過程は **国に於ける二つの中** く、「領域國家」の Dualismus の漸次的な る二つの中心の距離の漸次的な併し無限の縮少の極限に於いて、 る完全圓にたとへられることが出來るであらう。 ることが許されるならば、 "Träger öffentlicher Rechte"-更に、 心 「領域國家」が「近代國家」から區別されるのは、 0 距離の無限の縮少とその極限に於ける二者の合一に喩へられることが出來ないであらうか。事質、 吾々は國家權力の 「領域國家」に於ける二つの中心——Landesherr と Landstände との中の一 ı). の漸次的な併し無限の接近に喩へられ、 「領域國家」が中心を二つもつ楕圓に喩 Träger と云ふ點に就いて兩者を對比しなければならない。 が唯 克服の極限の場合として──「領域國家」とは質的に區別さるべき· 一者となつて後に始めて完了を告げるのである。 そして、「領域國家」から「近代國家」への國家的制度の移行 たゞ單にかゝる「身分的構造」と云ふ點に於いてのみであら また もはや楕圓とは異質的な完全圓の成立を考へうる へられるのに對して、「近代國家」は中心を一つとす 「近代國家」の成立過程の完了は、 上述の Rechtssubjekt-再び比喩を藉り 方が他方によつて克服 云はど、 一或は下 精圓に於ける二 稻圆 一近代國 に於け 上近 稽

觀點から「 以 Ę 吾々は「領域國家」を特徴づける最も本質的な性格をその國家構造の二元性の中に求め、 「領域國家」が「近代國家」成立の過程に於いて占める位置とその意義を考へたのであるが、 ∨ C Dualismus とくで吾々の注

(235)

第二十五卷 第二號

成立期の近代國家(下)(中山

七九

存在しない。すべては、慣習・事態・そして就中この兩者 (Landesherr と Stände と) の間の變化ある權力關係に基 Landstände との間の力の關係に依存するのである。それ故、「領域國家」がそれぞれの時期に於いて如何なる意味のま hungen)によつて規定されるのであり、そして更にとの兩者の內面的諮關係なるものは窮極に於いてLandesherrと留 ば、「Stände が如何なる程度にまで Regierungsgewalt に闘與し得るかと云ふことに就いては何らの確固たる法規も 究「ヨー る。 Landstände との間の政治的質力關係 (politische Machtverhältnisse) によつて決定されるものに他ならないのであ た如何なる程度の二元性をもつものであるかと云ふことは――鶉極の根柢にまで遡るならば 動的な (dynamisch) Dualismus に他ならないのである。しかも、この dynamischer Dualismus がその時期時期 づけるものとして、卽ち運動の様態を示すものとして把握されねばならない。それは、云はゞ流體的な(fliessend)・ 意すべきはかやうな Dualismus が決して固定的なものとして・靜態的な (statisch) ものとして把握されてはならな に於いてそれぞれ如何なる變化と修飾とをもつて現象するかと云ふことは、專ら「領域國家」に於ける二つのRechts: いと云ふ事質である。それは、あくまで「中世國家」から「近代國家」への國家的制度の移行(übergehen)の道程を特質 それは、ベーロッも云ふ如く、決して「論理の上の」問題ではありえないのである。オトー・ヒンツェが、(8) ツパの ständische Verfassung の類型學」に於いて――此の點に就いて云つてゐるところを引用するなら -即ち Landesherr と Landstände と──の間の無限に多様な內面的諮關係 (mannigfache innere Bezie-――結局 Landesherr と ――その研

くのである。その重心は或は Landesherr の側に或は Stände の側に存するのであるが、併し吾々はまた永續的な

第二十五卷

第二號

八一

不安定な・均衡狀態をも見出すのである。かくして、それは一つの doppelpoliges System であり、 自體が二つの Rechtssubiekt の間の政治的質力關係に依存するものであることを意味してゐるのではなからうか。 Verfassung が二つの力の「永續的な・不安定な均衡狀態」を基底としてその上に成立するものであり、結局此の制度 VC して槪觀して、そこに於いては「ein regelloses Auf- und Absteigen が問題である」と云つてゐるのも、ständische ständische Verfassung が成立してゐるのである。」またベーロッが landständische Verfassungの歴史を全體と かゝる根柢の上

は今や ränken するものに他ならない。 herrschaft がその政治的實力によつて ständische Verfassung を打破し、 實力關係よりして有名無質化しその權能が前者によつて完全に吸收されてしまつたとするならば、Landesherrschaft 無力化であり、 \$L あつたと云ふことが出來る。 landständische Verfassung を眺めるならば、 7 Lばならない。これを歴史事質に就いて云ふならば、Landesherr の政治的權力の異常な增大とこれに悲く Stände る「均衡狀態」の破綻に於いて ständische Verfassung の消滅乃至は有名無實化を考へうるのは論理的必然でなけ かくの如く、ständische Verfassung が二つの政治的質力の「均衡狀態」に依存して存在するものである以上、 "unbeschränkt" なものとして妥當せざるを得ない。 後者の權能の前者による完全な吸收である。 然るに、 かゝる觀點からすれば、 ら世 Landesherr Stände なるものは事實に於いて Landesherr Landesherrschaft は本來"beschränkte" の公的権能を beschränken するところの Stände 画や、"beschränkte" Monarchie 元來、 純粋に Landesherr の立場に立つて そこから これによつて自己自身を"unbeschrän の公的權能を としての Monarchie 与 が政治的 加

Absolutismus)の成立を考へることが出來るのである。それ故、「絕對王政」の「絕對」(absolut)と云ふ言葉の意味 kte" Monarchie とを意味するのであり、また かゝる法的秩序の下に於いて對立的に・同時に 並存することを 許された 如上の二つの 云ふことは、 は「無制限」(unbeschränkt)と同義に理解されねばならない。かくして、「絕對王政」即ち「無制限君主政」の成立と
② landständische Verfassung と云ふ國家の法的秩序が Landesherr の政治的質力によつて破られると に變質するのである。そしてそこに始めて吾々は「絕對王政」(die absolute Monarchie: der

から、 質力關係に依存するものであることを考へ、 以 上、吾々は、「領域國家」の國家的權力及び國家構造を特質づける Dualismus が dynamisch なものであるところ その國家的制度たる landständische Verfassung 自體が第極に於いては二つの Rechtssubjekt の間 更に二つの政治的力の均衡狀態の破綻と云ふところから、 終に「絕對王

の成立にまで考へ及んだわけである。ところで、通常ひとは、「近代國家」は「絕對王政」の形態に於いて

一成立す

(238)

に他ならないのである。

Rechtssubjekt のうちの一箸が他箸に absorbieren せられて國家權力の Träger が唯一者となつたことを 意味する

政

ಶ್ಮ これらが、 に「絶對王政」なるものは「近代國家」成立の過程に於いて如何なる位置を占め・如何なる意義をもつものであらうか。 と考へてゐる。 次に吾 一々の向ふべき課題でなければならない。 しかし、 このことはどのやうな意味に於いて云はれることが出來るのであらうか。 一般

© G. Jellinek, a. a. O. S. 440-441

(9) G. Jellinek, a. a. O. S. 442. Ann. 3).

- **(B)** ç, v. Below: Territorium u. Stadt, 2te Aufl. 1923
- S. 172 u. 173
- **(1**) G. v. Below, a. a. O. S. 58 ff.
- (5) G. v. Below, a. a. O. S. 53-160. 版にも收められてゐる。 此の研究は、 同書の第
- 6 G. v. Below, a. a. O. S. . 173.
- (7) G. v. Below: Vom Mittelalter zur Neuzeit, S.
- (8) G. v. Below, a. a. O. S. 42
- (9) (10) G. v. Below, a. a. O. ebenda
- (1) G. v. Below: Territorium u. Stadt, 2te Aufl. S. 134.
- (12) G. v. Below, a. a O. S.
- (E) G. v. Below, a. a. O. S. 132-133.
- (1) G. v. Below, a. a O. S. 133
- (15) G. v. Below, a. a. O. ebenda.

17)

16

フェリックス・ラッハファールもまた、かやうな「領域國家 tretung in Deutschland, Schmollers Jahrbuch, Jg. 33 G. v. Below, a. a. O. S. 134 1909. S. 110-116. 特に「立法」に開しては同書一一六十一 に於いて詳論してゐる。この二重國家性そのものに就いて を特徴づける二重國家性をば、特に「立法」と「行政」の部門 一九頁、「行政」・「財政」に關しては同告一一九—一二二頁 Vgl. Felix Rachfahl: Alte und neue Landesver

- (IS) G. v. Below, a. a. O. S. 429.
- schaftsgeschichte, 1938, S. 200. Vgl. A. Dopsch: Beiträge zur Sozial- und
- (19) G. v. Below, a. a. O. S. 129
- 第一節、註⑨を参照。
- **(21)** 20 A. Dopsch, a. a. O. ebenda
- (2) るかに就いては、次の第四節参照。 如何なる意味に於いて、そこに「近代國家」の成立を考へら
- G. v. Below, a. a. O. S. 130.
- G. v. Below, a. a. O. ebenda

(21) 23)

3 gen des Abendlandes. Hist. Zeitschr. Bd. 141. 1930. Otto Hintze: Typologie der ständischen Verfassun-

(239)

G. v. Below, a. a. O. S. 64

26

- Ð Landesherr の公的標能を beschränken するものとして 134 なかつたのである。 Vgl. G. v. Below, a. a. O. S. 133 來しないこと、及び築城しないことを誓約しなければなら Landesherr は、Stände の同意なしには、兵を Land に招 中に最も簡明に看取されることが出來ると考へられる。 の Stände の性格は、「領域國家」に於ける Kriegswesenの
- G. Jellinek, a. a. O. S. 694 ff.

29

2 Landesherr と Stände との 政治的闘争に於いて必ずしも

を参照

第二十五卷

常に前者が勝利を得て「絕對王政」が成立 したと は限らなて Landesherrschaft が除去せられ、國家主權を掌握した Stände は純粹に公法的な基底の上に Korporationsrecht を Staatsrecht となしたのである。(Vgl. Felix Rachfahl, a. a. O. Schmollers Jahrbuch, 33. 1909. S. 127 f.) 尚、

Landesherr と Stände の何れが勝利を得るかそして此の問題は各國に於ける從前の制度と如何に關聯するものであるかを、制度史の立場から類型學的に考察したのが、さきに舉げたオトー・ヒンツェの研究である。前掲 Hist. Zeitschr Bd. 141. 1930. S. 229 ff. 参照。

四、「絕對王政」論

のは Stände との關係に就いて「變化ある權力關係」と云ふ概念を用ひてゐる。しかし、かやうな實力あるひは權力と云ふ つたか、 權力が Stände をば自己に屈服せしめる際に――「政治的な力」として Landesherr に役立つたものは具體的に何で 考へる必要はない。たど、今の場合に説明を要求せられるのは、「絶對王政」が成立する際に――即ち Landesherr の 生成に關して「政治的な Macht のみが treibende Kraft たりうる」ことを考へ、オトー・ヒンツェも Landesherr と① 三世紀より十六・七世紀に至る國家制度の變遷を跡づけて來た。テオドル・マイヤーも「近代國家」の Grundlage の 制度を破る力としての「政治的質力」(politische Macht)を考へ、かゝる槪念を中心として間 題を展開しつゝ、十二 吾々は、さきに「テリトリウム」の形成を論する場合にもまた「絕對王政」の成立を考察する場合にも、 一體如何なるものであらうか。勿論、吾々はとゝで、一般に「政治的な力」とは何であるか、と云ふ問題に就いて と云ふ問題である。これに對して、吾々は先づ兵力と財力とを考へることが出來るであらう。勿論、 國家の法的

は單 的 . 闘爭に於いてその闘争の手段となるとき、 に價値購買の可能性にすぎないかもしれない。 それらはもはや單なる破壞力でもなければ價值購買の可能性でもな しかし、 力。 いる力或は可能性が Landesherr と Stände との政治

それらはそこに於いて「政治的な」意味を擔ふ力として作用せざるを得ないのである。 於いては、 の勞働力の購買 兵力は窮極に於いて財力に依據せざるを得ないものであつた。 (の可能性は事ら Landesherr の財力に負ふものであつたからである。 何故なら、 軍隊の裝備は勿論のとと、 かやうにして、Landesherr 然るに、 常時の兵制のもとに 傭兵 Ø

Ø 兵力は結局 労で 伸張に於いて あつたと云ふととが出來るであらう。 彼の財力によつて規定せられ、 ――「政治的な力」として Landesherr に役立つたものは、 從つて――「絕對王政」の成立に際して或は更にそれ以後に於ける「絕對王 そとに、吾々は「絕對王政」の物質的基盤としてのLandesherrの 直接及び間接の二重の意味に於いて彼

(241)

狀態 から説明 K 政治 0) 究 逆的 することが可能であると云ふことを意味してゐるの 阴 が 研究と經濟史的研究との交錯する場が考へられるのである。 「絕對王政 **山研究の重要な課題** の一つをなす充分の理由を見出すことが出來るのである。 でない ととは斷るまでもな L カュ Ų 勿論 Vo て の 政治上に於ける「絶對 ことが政治史を經 王.

頭期で 政 Ø 時 うた。 期 は 從つて、「絕對君主」は、 云ふまでもなく 經濟史上に於いては商業資本及び高利貸資本の蓄積期で 直轄 王領地 より する地代收入その他 の領主としての收入の あり、 増加を計ることの 商業資本家 0

成立期の近代國家(下)(中山)

他に、

尙

加

. 」る

商業資本

の蓄積によつて自己の物質的基底を増强するととが可能で

第二十五卷 第二號

あつ

た。

それ故、

「絕對王政」

成立期の近代國家(下)(中山)

第二十五卷

餘り 意味してゐる 可 業資本とは本來不可分離な關係にあり、 る。 資本を育成し 能 勿論、 にも歴史事象の經濟史的説明の過剰 でなけれ 經濟史的研究と云つても、 かで たのである。 ばならない。 はない。 「絕對王政」はかゝる主體的な側面に於いて把捉されねばならない。 L ・絕對王政」は商業資本の政治的自己表現の如きものではない。 力。 L ながら、 吾々は、 從つてかくる關係を對象とするところの に悩まされて來た。 このことは、 政治事象をば經濟現象から説明することのみを指して云つて 「絶對王政」をは經濟史から説明することが可能であることを 從來の「絕對王政」の研究もまたか」る 「絕對王政」 むしろ、「絶對王政」が商業 の經濟史的 吾 一々は、 場合 今日まで、 Ø 研究もまた ねる つであ 。 で

~C つくられたものではなくて、 2 7 はなく、 ゐるのである。 Landesherr 吾々にとつては、 が富を蓄積しまた商業資本家の富の蓄積を育成し保護し助長したのである つくる行為が問題なのである。 **落積された資本が問題であるのではなく、** 蓄積された商業資本から「絶對王政」 その蓄積の行為が問題 が自然發生し 一なので ある。

は

ない。

從來の社會經濟史研究に於いて最も特徴的に見出されるところの自然科學的客觀的な對象の把握

VC ち早く彼等によつてなされたとしても、 地 生命ある絕對主義國家觀を基礎づけた最初の人であつたが、 たヴィルヘルム・モムゼンが云ふやうに、「重 商 主 義の政治的側面を完全に理解してゐたところのシュ 盤なるものを顧慮するならば、從來多くの經濟史家の注意と關心とが「絕對王政」に向けられ、 7)2 やらに、 「絕對君主」の政治的實力を規定するととろの物質的諸條件乃至は「絕對王政」の成立 及び存續の社會的 決して怪しむに足りないであらう。最近「絶對主義の批判」と云 これは決して偶然ではない」のである。 そしてその研 ふ研究を發表 1. æ ラー 'nΣ - こそ眞 がら V

の仕方を云

つて、 「絕對王政」研究は直接或は間接に經濟學者ヴィルヘルム・ロッシャーの研究にその出發點を負はないものはないのであ しかもこの間にあつて――例へばクルト・ブライジヒの如く――ロッシャーの所説に論駁を與へ或は――ライン⑤

水 オザーの如く――部分的にロッシャーの主張に修正を加へた學者もないではなかつたが、 しかしこの經濟學

者の「絕對王政」論の根本的な立場なり 對象の把握の仕方なりを批判し克服することは 未だかつてなされたことがな

政治史家トライチュケすら――少くとも彼の「政治學」第二卷に於ける「絕對王政論」に就いて云へ

(243)

かつたのである。

ず、 ΙĬ 少くともこの點に關して曖昧さを発れることが出來なかつたのである。 未だかゝる經濟學者の 觀點よりする「絕對王政」の把握の仕方に對して 根本的な批判の眼を向けることを知ら

ま吾々の問題としてゐるロッシャーの「絕對王政」論は、 der drei Staatsformen" に述べられたものであるが、 最初 一八四七年に發表された彼の研究 その後彼の二つの代表的著作 "Umrisse "System

Volkswirtschaft"及5"Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland"

に於いて再び展開せられ、

最後

に――その間 に於いても固執されてゐる持論である。吾々は、 一八八九年にはコオザーのそれに對する修正論があつたにも拘らず― 以下に彼の主著の一つたる"Geschichte der Nationalöko 尙 彼の "Politik" (1te

第二十五卷

nomik"に就いてその「絕對王政」論を顧みてみやう。

成立期の近代國家(下)(中山)

や更にとれらと結合せる冗慢な事務遂行などからも自由である。國家の"erster Diener"は、彼自身の名に於いてす b 慮しなければならないやうな--strumente des Herrscherwillens)たらしめやうと企てるものである。………かゝる三つの發展段階のうちそれぞ serviteur de l'étatと云ふ標語をもつてゐる。最後のものほ 置に置くものであることを、 れ後續のものは、 點に達するところの宮廷的絕對主義 (der höfische Absolutismus) があり、 第一に、 の上なく明敏な規範に從つてその臣民をし つ。最後に、 Absolutismus) があり、 自由であるばかりでなく、また――宮廷的総對主義の時代を支配してゐるやうな――典禮や华世襲化された官僚制 近代諸國民のもとに於けるかゝる絕對王政の發展には一様に (regelmässig) 三つの段階 (Stufen) が區別される。 例へば 十八世紀の啓蒙的絕對主義 (der aufgeklärte Absolutismus) があり、 フィリップ 二世 及び 絶對主義をばヨリ高く昂揚せしめるものであり、 これは cuius regio, ひとは容易に認識するであらう。啓蒙的絶對主義は、 同盟者たる教會に對する幾重ものしかもしばしば非常に强壓的に要請される顧慮か フェルディナンド二世が て出來るだけ多数の裕福なそして啓蒙された・支配者の意志の器具 eius religioと云ふ標語をもつ。第二に、 た 示現してゐる如き 宗教的絕對主義(der "Staatsmaschiene" 支配者をしてヨリ無制限な (unbeschränkter) 位 これは l'état c'est moi と云ふ標語をも たゞ單に と云ふ表現を好み、 これは ルイ十四世に於いてその頂 --宗教的絕對主義が顧 le roi c'est le premier confessionelle 且つ理論 の此

る場合よりもずつと遠慮なく、國家の名に於いて、

國民のGut と Blutとを要求することが出來るのである。

とれ 力。 Ø څ. に對 Volkswirth としての支配者の地位は、 දී® L 7 宗教的絕對主義は餘りにも"fromm"であり、 ての第三の時期に至つて始めて、まさしく意味あるものとなるのである。 宮廷的絕對主義は餘りにも"vornehm"でありすぎ

る

Ø

あ

規則正 六世 立するために 的絕對王政」は schränktheit)と云ふ點に於いて、「宮廷的絕對王政」は「 办 ら 存在すると云ふ思想がか 1 る國家形態の變遷に就いて考へられてゐるばかりでなく、 I Ŕ. の意味での質値の増大を意味してゐる、 ス さて、 戸紀のス ŀ 。あるところの國家形態の變遷に於ける戀起なるものが質は直線的な進步 しく經過すると云ふことが前提されねばならない。 ij のすべての國家に於ける國家形態の變遷には繼起の合法則性 ア かやうな「絶對王政」論に就いて、 の國家 ~ 1 は、それぞれの國家は內在的な Lebensgesetz によつて制約されるところの特殊な自己完結的 「宮廷的絕對王政」よりも更に完全なものであつたと考へるのであるから。 ン國家に見出されると主張するのであるから。 の前段階は十七世紀の 1る立論の根柢をなしてゐる、 と云ふ事質である。 とゝに引用した僅かの章何からも推論しっるととは、第一に、少くとも フランス國家に見出され、 「宗教的絕對王政」よりも と云ふ事質である。 卽ち、 むしろ十八世紀のプロ 更に、第二に推論しうることは、 何故なら、 それぞれの國家は"biologisches Gattungswesen" (Regelmässigkeit der Aufeinanderfolge) それと同様な意味に於いて後者の 君主の「絶對性」 何故なら、 同 シア國家 Ξ, リ完全なものであり、 И 標に向 との理 それ故、 即ち --同様にまたロ 一つての向 て の 論は、 「無制限性」(Unbe-かやうな理論 理論 同一國家に於け E に於いて考 前段階は十 な發展をば また「啓蒙 卽ち何ら シアやオ が成

でなけ 類 つて 剕 シャ 5. ーにとつては、 ゐたのである。 か」る理論は、 Lebensalter と國家の發展段階との ればならない。 「國家」は一の"Naturwesen"に他ならなかつた。 生物學に於ける進化の法則を國家論に適用したものにすぎないと云へないであらうか。 單に logisch な類概念の意味をもつばかりでなく、また同時に biologisch ロッシャーは、「國家」をば類に於ける個として (als das Individum einer Gattung) 觀察し、 か、る考察の仕方を根柢に於いて規定するものは、biologische Analogie に他ならないで Analogie の思想によつて貫かれてゐたのであつた。 ⑪ 彼の「國家」概念は ――ヒンツェが な類概念の意味をもも 適切 事質、 も批 п

後 體 つて、 る。 19 段階説に含まれてゐるところの直線的進步・ 彼の「絕對王政 のではない。 ことも事質である。 尤も、 が問 0 吾人 計 その全體ではない。 題な 断るまでもなく、 にとつては、 の(歴史)叙述の中に於いて旣知のものとして前提される」 のではない。 さきにも觸れておいたやうに、 一論の悉くがなんらの しか 問題は、 Ĺ それらは、 = いまの吾々にとつては、 オ ザ コ r y オザ ーが批判することの出來たのは、 シャート ーによつて克服されたのは、 古くヒンツェやマックス・ウェーバーによってすでに批判しつくされたところで 修正をうけることもなしに Ø 力。 **價値的向上の思想のみにすぎないのであつて、今一つの** すでに早くコ 」る「絕對王政」 かやう ーオザ な ロッシャーの研究方法そのものや「政治的發展段階 一論が 1 そのまゝ歴史學 によつて比較的重要な修正を被ら п П 「歴史學の專門分野に於いて賛成を見出し」、 ッシャーの に至つたと云ふところにあるのであ シャート 0 「絕對王政論」 生物學的概念によつて構 の専門領域で継承され 0 もつある側 ねば ロッ 成された發展 なら て來たと云ふ シャ 1 る。 面 Ø な の立論 カン 勿 み その 說 つた 論 ٣. ä ā

を

Ø)

n

0)

力

低をなし まで遡つて批判することは、 VC ょ うて Ó 2 てゐるところの ならずその 疑はれて をらず、 他の多くの「絶對王政」 3 また更 Ī ロッパのすべての國家に於ける國家形態の變遷の合法則性と云ふ思想は、 コ 才 -1)= K 1 かゝ Ø いる思想の背後にあるところの自然科學的客觀的 未だ及び得ないところであつた。® の研究者b 質は ロッシ † むしろ、 Ø 研究方法の繼承者であつたと考 力。 やう な比較研究 な脳 VC 於 Ø V 、態度そ 7 は、 未だ コ 0

Ø

根

比較研 オザ オ \$ Ġ ザ Ø n Ī M Ĩ 究の方法にのみ終始してゐたことの最も根本的® て差支ないのであつて、 從來の殆どすべての「絕對王政」の把握の仕方が專ら制度史的なモ な原因は、實際そこに由來するものに他ならなかつ π フ .1. たので ギッ シュな à る。

L 力。 L ながら、 勿論、 吾々はこ」で單 に制度史的なモ n フォ 17 ギッシュな研究が一般に無意味であり無用 であると主

やう とするのではない。 たゞ吾々の云ひたい Ö は /h2 やうな自然科學的客觀的 な比較觀察の態度に基くところ 元に下から

(247)

張し

單

M

捉

、る歴史把握の態度が単に展 主體的 な個とその行為が見落さ 歴史の世 界 で一面

か捉へえないことは自明であるが、 活動であり、 最初に、 飛躍である」ところの政治 吾々は とのととは 「絕對王政 滔

第二號 九

勿論、

それは國

をもつと考へられる「絕對王政」期の如きは、 仕方は V てはむしろその時代の本質的特徴を抹殺してしまふものであると云はれねばならないであらう。「特に政治的な」性格 べておいたとほりである。それ故、 家 てのみ、 の變遷の過渡期に他ならないのであるが、「絕對王政期」がかゝる特殊な過渡的時期の一つであることは、 質に理解されることが出來また全き姿に於いて把握されることが出來ると考へられるのである。 特にか ムる特殊な時期に就いては 如上の單にモルフォロギッシュな制度史的な比較研究に基づく「絶對王政」の把握 たゞ――吾々が最初に規定しておいたやうな――「政治史」的立場 ――その時代の全體を捉へるのに無力であるばかりでなく、 結果に 最初に述 に於 於

ける國家的 パ 固 行 第二に、 6 吾 は 諸國全般にわたる一系列の發展の各 有 く場として、その政治的權力が古 0 人は すぐれて行為 過程 Ø) 「絶對王政」をば主體的行爲の側面に於いて―― 畤 吾々は「絶對王政」をばヨーロッパのそれぞれの國に固有な「中世國家」から「近代國家」への國家的 の中に於いて把握しなければならね。 制度の移行過程の中に於いて汚へられるべきものであつて、 期としてではなく、 吾々の立場に於いては、「絕對王政」は如何に捉へられるべきであらうか。 Ø 世界であり、吾々の目標はとれを主體的行為の世界として再現するところにある筈である。それ故、 長い過程 いものを破り新し 一段階を形成するものと考へられるべきではない。 の一部分として理解さるべきであると同時 即ち、「絶對王政期」はそれ自身に於いてまとまりをもつ自己完結的 いものを創出 即ちそれを一つの「制度」としてではなく、 してゆく行為の世界として再現 決して各國 ΙĊ の「絶對王政 第一に、吾々の捉へるべき對象 それはあくまで同 况や, しがそれ 各國を通じてのか しなけれ 政治的 だれ な力 一関家に於 度の移 I はた П

てとは、 の可能性」と云ふ點からこれを考察しなければならない。「絕對王政」の成立と云ふ事質が國家的權力のTräger るであらうか。 考へられてゐる。 る位置を占めるものと考へられるべきであららか。 と云ふてとを意味し、 然らば、 すでに前節に於いて述べたところであるが、 かやうな立場から見るならば、「絶對君主」の創出した「國家」は「近代國家」の成立の過程に於いて如何な 先づ吾々は、二、「テリトリウム」の形成、の胃頭に於いて論じた方法的見地よりして「國家權力の譲渡 しかし、 そしてとれによつて從前の「領域國家」に於ける Rechtssubjekt の二元的對立が克服された このことは――吾々の立場からするならば、 通常、「近代國家」は「絕對王政」の形態に於いて成立するものと このことは「中世國家」に於いて極度に分散的に veräussern さ ――如何なる意味に於いて云はれることが出來 の歸

成立期の近代國家(下)(中山)

第二十五卷

第二號

九三

於いて「絕對王政」の成立を論じた場合にも、

かやうな立場から考察しておいた筈である。

は 化 M n ク Ø である。 の完成 表現されることとなつたと云ふ事實を意味するものでなければならない。 てゐて十二・三世紀以降 一人の現實の君主の人格と identifizieren せしめられてゐるのであるが、 同時にそれが極めて抽象的な「國家」理念の成立を意味するもので 例 にば、 節ち と呼び或は 具體的には「絕對王政」と云ふ一元的支配の確立---一人の「絕對君主」が l'état c'est moi と云つた場合、 一元化への傾向をとり始めた國家的權力が漸く「絕對王政」の成立によつて一人格に集中的 le roi c'est le premier serviteur de l'état 心怀有蒙合" は これに反して彼が自らを "Amtmann am そこでは抽象的理念としての「國家」がそ あつたことを 吾々は見落しては 單に それだけのことを意味してゐるので しか Ĺ 办。 そこには可視的 ムるものとして な現 の支配の一元 質の君主 ならな

の人格から捨象されたところの獨立の極めて抽象的な「國家」の理念が明確に呈示されてゐるのである。® は國家自身の手に確保されねばならない」と云ふ――「近代國家」に固有な根本原理は具體的には「絕對王政」@ 看取することが出來るであらう。 るととが出來るのである。 でもない。 九世紀に於ける「國家人格」觀念の成立に至るまでの距離は、恐らくは僅か一步にすぎないであらう。 しかも、 國家的權力なるものは それ故、 即ち、ベ 吾々はそとに「國家的權力の不可讓渡性(Unveräusserlichkeit)」の原理の實現 1 かやうな抽象的な「國家」に歸處することによつてのみ 國家的 ロウ の考へてゐる――「一定の國家權力は讓渡されえないものでありそ かるる抽象的 としから、 な權力であ 0 形 - **[**--態 を な

に

. 於いて現象するものであることを吾々は結論して差支ないであらう。從つてまた、

かゝる觀點から云ふならば、「近

それ 王政は、 考 である ととは、 さきに擧げ 0 様な意識を有するもので \$2. を結果するものでなけ (Säkularisierung)であると同時に、 「絕對王政」にまで生長した過程を跡づけ、 確立 へられる 10 以 が 犠牲を强ひ Ļ と更にそ が 中世 吾 新しい自然科學及び哲學が思惟をばドグマ的 宗教改革が宗教の領域に於いて始めたところのことを、 前節 のである たヴィルヘル 々は、「テ 的 るも に於いて述べておいたやうに、「テリトリウ Ō ・カトリック的組織の 王權 が、 ので IJ ń ŀ の伸長は、 現代のドイツ史家の所謂民族的立場よりすれば、 2 あつ あつたと同時に從つてまたそれは直接間接に「神聖ロ ばならなかつ ・リウ モ たが故に、 ム」に於ける 厶 世 また必然的に ンの最近 中世 Universalismus た。 ーテリ 的 そして「絕對王政」の中に「近代國家」の成立を看取 Landesherrschaft 言葉をかへて云 の「絶對王政」研 カ ・トリウ 「神聖」 ŀ リック的 Universalismus ム」に於ける Landesherrschaft の發展形態とし ·神學的 からヨー ーマ帝國」 ム」の成立は本來封建制度そのも 究は、 ば 一紐帶から自由にしたのと同様である。 の發展が「領域國家」に於ける ロッパを解放し、 政治及び國家の領域に於いて完成したので からの それは政治の宗教から かやうなところに批判 これはむしろ當然の行き方であらう。 Entfremdung と・「教會」 1)2 1 6 7 國家をば世俗的根柢の上に の解放を意味するものでもあつた。 帝國」並 Ø Ø 分離で びに「教會」に對し 重點を置いてゐるものと Ø Dualismus を克服 に對する攻撃で しうる所以を考 ä 絕對王 との こ の 闒 政治 一絕對 創出 8 の遺俗 の切断 へた 一絕對 りそ した

(251)

第二十五卷

ح

に於

いて中世が敷世

紀間

カュ

ムつて一歩一歩克服されて行つたところの

Säkularisierung

の大きな過程にとつて、

特

そ

成立期の近代國家(下)(中山

對王政の時代に成立するのである。」しかも、 M 重要なものである。」「固有の Staatsidee と Staatsräson とを有し、吾々が國家と呼ぶところのすべてのものは、絕の

みに止まらなかつたと云ふ事實である。「絕對王政が universalistisch な束縛からの $V_{\mathcal{L}}$ を意味したことは、吾々のすでに云つたところである。(しかも)かゝる Säkularisierung と Ablösung は(それ .は止まらずして)藝術及び科學そして特に自然科學並びに哲學に於ける文化生活の領域での同様なSäkularisierung 重要なことは、 かやうな Säkularisierung が單に政治及び國家の領域の Säkularisierung √

近代的性格を確認することが出來るであらう。誠に、 生成に對する「絕對王政」の積極的な機能を理解することが出來ると同時に、所謂「近代國家」としての「絕對王政」の ランケの教へる如く、「近世ョーロッパの發展に寄興したすべて

完全に自立的な、

他の如何なる點からも拘束されずに、

たじ己れ

を伴つたのであつた。」吾々も、かやうなところに觀點を置くことによつて、一般に近代社會の創出並びに近代精神の

自らにのみ基く國家權力の理念である」と云はれねばならないであらう。

の理念の内で、恐ちく最も效果的であつたものは、

ける身分的構造が打破せられ國家成員間の秩序に於ける身分的戀婦關係が拂拭せられることゝは同じではない。 もないであらうが、 0 王政」の成立を考察し、 に他ならないのであるが、 以 上は、 要するに、專ら國家的權力の Träger の歸一と云ふ點から、「領域國家」に於ける Dualismus の克服・「絕對 國家權力の一元化が完成せられそれが一人格に集中的に表現されると云ふことと、 そしてかくる觀點から「近代國家」としての「絕對王政」のもつ近代的性格にまで論及したも 最後に吾々は國家機構に於ける身分的構造に就いて考へねばならない。 勿論、 國家機構 斷るまで 從つ に於

力に關しても國家構造に關しても言葉の十全な意味に於いて「近代的」なものとされうる國家が十九世紀を待たずして

は見られることが出來ないのは云ふまでもないことであつて、そこに吾々は十八世紀後牛期から十九世紀初頭にかけ

第二十五卷

第二號

九七

"Personenverbandsstaat"として把握されねばならず、從つてまた吾々はこゝに從前の「領域國家」に於けるとは別 ある ちに の擔當能力をも資格をも有たなかつたことを意味するものでは決してない。ブランス人が下からの運動によつて覆し 的 ζ たものを、 の意味での新しい二重國家的性格(Dualismus)をば「絕對主義國家」に就いて考へねばならないであらう。 ら本質的に區別されるべき何ものをも有たないのであり、 verbandsstaat "として規定したのであるが、かゝる點から云ふならば、「絕對主義國家」もまた從前の「領域國家」か さきに前節に於いて、「領域國家」に於ける身分的構造を考へ、そして テオドル・マイヤーの構成してゐる二つの對立 0 成立によつて landständische L 「國家類型」概念-が、 云ふまでもなく、「絕對王政」の成立によつて一元的支配が確立されたと云ふ事實は、決してたどそれだけでたど かしながら、 「領域國家」に於ける身分的構造が破棄されたことを 意味するものではないのである。 しかし決してそれが同時に國家内に於ける身分的特權の廢棄を意味するものではなかつたのである。 ドイツの諸邦に於いては國家權力が上から打破したのであつた。勿論、 いま右に述べたところは、「絶對君主」が國家機構に於けるかくの如き身分的構造を打破すべき課題 ——"Personenverbandsstaat" → "Flächenstaat" Verfassung が打破せられ Stände は國家的權力の かくの如き觀點に於いては、 ――によつて「領域國家」をば かやらな意味での Träger たることを止め それは「領域國家」と同様に 換言すれば、 「絕對王政 即ち國家權 吾々は、 たので

期に於けるかやうな改革事業はかりではない。やがて十九世紀前半期を通じて展開される諸種の政治運動も或はとれ てのドイツ諸邦特にプロシアに於ける一聯の改革事業のもつ眞の意義を汲みとることが出來るのである。 單にこの時

つて來た立場に立つて、「完成期の近代國家」と云ふ視野から――特に變革期に於ける政治的な力の創造的な機能に焦 に伴ふ制度上の種々の革新も 更にまたそれらの運動と 變革の頂點をなすものと考へられる 「三月革命」 も、 番々のと

點をおきつゝ――いま一度新しい眼を以て見直されるべき必要はないであらうか。(完)

- Th. Mayer: Ausbildung der Grundlagen des modernen deutschen Staates im hohen Mittelalter, Hist. Zeitschr. Bd. 159, 1939, S. 484.
- O. Hintze, a. a. O. Hist. Zeitschr. Bd. 141. S. 232.
- © Wilhelm Mommsen: Zur Beurteilung des Absolutismus, Hist. Zeitschr. Bd. 158. 1938. S. 61.
- Fritz Hartung: Die Epochen der absoluten Monarchie in der neueren Geschichte, Hist. Zeitschr. Bd. 145.
 1932, S. 46 ff
- Kurt Breysig: Die soziale Entwicklung der führenden Völker Europas. Schmollers Jahrbuch, Jg. 22. 1898.
 S. 141 ff.
- Reinhold Koser: Die Epochen der absoluten Monarchie in der neueren Geschichte, Hist. Zeitschr. Bd.
 61. 1889. S. 246 ff.

- Heinrich von Treitschke: Politik, 2ter Bd. 1911. S. 109 ff.
- Wgl. F. Hartung, a. a. O. Hist. Zeitschr. Bd. 145.
 46.
- Wilhelm Roscher: Geschichte der National-Oekonomik in Deutschland, München, 1874. S. 380 ff.
- (a) Vgl. Max Weber: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 1922. S. 29.
- © O. Hintze: Roschers politische Entwickelungstheorie Schmollers Jahrbuch, Jg. 21. 1897. S. 784-785.
- ② O. Hintze, a. a. O. Schmollers Jahrbuch, Jg. 21. 1897
 S. 767-811.

M. Weber: Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökomie, Gesam. Aufsätze zur Wissenschaftslehre, Tübingen, 1922. S.

S

l H

- (E) R. Koser, a. a. O. Hist. Zeitschr. Bd. 61, 1889. S. 246
- 1 「啓蒙的」と云ふ三つの發展段階の代りに、der praktische コオザーは、 シュモラーの區別した「宗教的」・「宮廷的」・

sätzliche Abs. は第十七世紀に属するのであるが、コオザー 云へば der praktische Abs. は第十六世紀、der grund aufgeklärte Absolutismus の三者に區分する。時代から Absolutismus, der grundsätzliche Absolutismus, der

は此の二者をそれぞれ古代ローマのアウゲストッスのPrin

~@ 如き直線的進步・一方的な價值上昇は否定されてゐるわけ 的絶對王政」は、 て考へられてゐる。 ક્કલ Vgl. R. Koser, a. a. O. H. der grundsätzliche Abs. の一逃化」(Rückbildung) とし 彼によれば、第二のもの即ち第十七世紀 放に、こゝには、 į2 シュモラーの考へる 61. S. 247 f.

考へてゐる。然るに、第十八世紀に成立する第三の「啓蒙 此の二者の中後者は前者の「上昇」によつて成立するものと cipat とディオクレティアヌスの専制支配とになぞらへ、

コオザーもまた、シュモラーと同じく、 ヨーロッパ諸國全體

(F)

- ると考へ、尚制度史的な比較研究の立場に終始してゐるの గ్రామణం Vgl. R. Koser, a. a. O. ebenda. に妥當する一般的な發展段階乃至はその發展法則を求めう
- 46 52. Vgl. F. Hartung, a. a. O. Hist. Zeitschr. Bd. 145. ģ

(H)

- (17) 本稿の序論(「史林」第二十三卷第三號六六・六七頁)参照
- (IS) S. 127. F. Rachfahl, a. a. O. Schmollers Jahrbuch, Jg. 33. 1909
- **(19)** F. Rachfahl, a. a. O. Schmollers Jahrb. 33. S. 114.
- 20 G. v. Below: Die Anfänge des modernen Staats mit ritorium und Stadt," 2te Aufl. 1923. besonderem Blick auf die deutschen Territorien, "Ter Ś 192

(255)

- W. Mommsen, a. a. O. H. Z. 158.
- Derselbe, a. a. O. H. Z. 158. Derselbe, a. a. O. H. Z. 158. S. 55

(22) (21)

高坂正顯「歷史的世界」二四六頁參照

(2) (23)

(25)

Rachfahl, a. a. O. Schmollers Jahrb. 33. လ 127

第二十五卷

第二號

を表する。 なくされた。止むを得ない事情からとは云ふものの、當時の編纂委員の方々に御迷惑をかけたことと思ふ。こゝに記して謝意 本稿の(上)を書き終へたのが昭和十三年六月、間もなく召集令欣を受け九月一日には應君入縢したために續稿の中斷を餘儀

Œ

たやうな氣持である。職地に在つても、これだけは仕上げておけばよかつたと幾度思つたかしれなかつた。計らずも本稿が私 あり、前後の統一をとるのに苦しんだが、さて仕上げてみると最初の計造とは隨分變つたものになつてしまつた。特に最後の にとつての支那事變從軍記念となつたわけである。 みたいと思つてゐる。しかし、いま兎も角も出征前から負はされてゐた責任を一應果すことが出來て、何となく肩の荷を下し 部省略し單に「絕對主義國家」が「近代國家」成立の過程に於いて占める位置を考へるにとじまつた。別の機會をとらへて論じて の執筆を始めてから二年に近い茂月が流れてゐる。その上、起稿の當時と今日とでは氣持の上にも考への上にも相當の距離が 『絶對王政』を考察した節では「啓蒙的專制君主の治下に於ける政治と經濟」に就いて論證してみるつもりであつたが、都合で全 昨夏召集解除後、再び笔を執り始めたが、結局(中)を書いたのが十四年十一月、(下)を書いたのが十五年二月であり、 (昭和十五年二月二十五日稿了)